



島根県報

令和8年5月19日（火）
第720号
（毎週火・金曜日発行）
<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【規 則】

島根県消費生活条例施行規則の一部を改正する規則	（環境生活総務課）	2
島根県林業・木材産業改善資金貸付規則の一部を改正する規則	（林 業 課）	3

【告 示】

介護保険法の規定による介護医療院の開設の許可	（高齢者福祉課）	3
連携管理保全計画の認可	（農 村 整 備 課）	3
保安林予定森林（7件）	（森 林 整 備 課）	4

【公 告】

島根県自動車管理業務に係る提案競技の実施	（総務事務センター）	7
公共測量の実施	（技 術 管 理 課）	12
公共測量の終了	（ ” ” ）	12

【特定調達公告】

島根県勤務時間記録システム開発・運用保守業務に係る随意契約の相手方等	（人 事 課）	13
島根県原子力防災センター等放射線防護対策設備フィルター調達・交換に係る 一般競争入札の落札者等	（原子力安全対策課）	13

【公安規則】

聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則等の一部を改正する規則	（警 察 本 部）	14
-------------------------------	-----------	----

公布された条例等のあらまし

◇島根県消費生活条例施行規則の一部を改正する規則（規則第41号）

1 規則の概要

(1) 公表に係る事業者の所在が判明しない場合における公示の方法による意見陳述の機会の付与の通知は、公示事項を不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、公示事項が記載された書面を島根県庁の掲示場に掲示し、又は公示事項を島根県庁に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによって行うものとする。 （第28条関係）

(2) その他規定の整理

2 施行期日

令和8年5月21日から施行することとした。

◇島根県林業・木材産業改善資金貸付規則の一部を改正する規則（規則第42号）

1 規則の概要

(1) 東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の農林水産省関係規定の施行等に関する政令の改正に伴い、東日本大震災に対処するための貸付金の償還期間及び据置期間の特例の適用期間を令和9年3月31日まで延長することとした。（第6条の2関係）

(2) その他様式の整理

2 施行期日

公布の日から施行することとした。

規 則

島根県消費生活条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年5月19日

島根県知事 丸 山 達 也

島根県規則第41号

島根県消費生活条例施行規則の一部を改正する規則

島根県消費生活条例施行規則（平成17年島根県規則第112号）の一部を次のように改正する。

第28条第2項を次のように改める。

2 知事は、公表に係る事業者の所在が判明しない場合においては、前項の規定による通知を、公示の方法によって行うことができる。

第28条に次の2項を加える。

3 前項の公示の方法による通知は、当該事業者の氏名又は名称、第1項第3号及び第4号に掲げる事項並びに知事が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨（以下この項及び次項において「公示事項」という。）を次項に定める方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、公示事項が記載された書面を島根県庁の掲示場に掲示し、又は公示事項を島根県庁に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによって行うものとする。この場合においては、当該措置を開始した日から2週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。

4 公示事項を不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く方法は、行政庁の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この項において同じ。）と公示事項の閲覧をする者の使用に係る電子計算機（行政庁の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて接続でき、正常に通信できる機能を備えたものに限る。）とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法のうち、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 行政庁の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された公示事項を当該公示事項の閲覧をする者の使用に係る電子計算機の映像面に表示するもの
- (2) インターネットに接続された自動公衆送信装置（著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第9号の5イに規定する自動公衆送信装置をいう。）を使用するもの
- 第29条第1項中「同条第2項」を「同条第3項後段」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和8年5月21日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正後の島根県消費生活条例施行規則第28条第2項から第4項までの規定は、この規則の施行の日以後にする通知について適用し、同日前にした通知については、なお従前の例による。

島根県林業・木材産業改善資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年5月19日

島根県知事 丸 山 達 也

島根県規則第42号

島根県林業・木材産業改善資金貸付規則の一部を改正する規則

島根県林業・木材産業改善資金貸付規則（平成15年島根県規則第109号）の一部を次のように改正する。

第6条の2中「令和8年3月31日」を「令和9年3月31日」に改める。

様式第5号裏面中「、会社整理開始」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示**島根県告示第325号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第107条第1項の規定により、次のとおり介護医療院の開設の許可をしたので、同法第114条の7第1号の規定により告示する。

令和8年5月19日

島根県知事 丸 山 達 也

開設者の名称又は氏名	サービスの種類	施設の名称	施設の所在地	許可年月日
社会医療法人仁寿会	介護医療院	社会医療法人仁寿会加藤病院 介護医療院	邑智郡川本町大字川本332番地16	令和8年5月1日

島根県告示第326号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第57条の12第1項の規定により、出雲市斐川土地改良区の連携管理保全計画を令和8年5月7日付けで認可したので、同条第2項の規定により告示する。

令和8年5月19日

島根県知事 丸 山 達 也

島根県告示第327号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和8年5月19日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 保安林予定森林の所在場所
松江市東持田町字大小堀969、970
- 2 指定の目的
土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び松江市役所に備え置いて縦覧に供する。）

島根県告示第328号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和8年5月19日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 保安林予定森林の所在場所
松江市古曾志町字清水1617-8
- 2 指定の目的
土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び松江市役所に備え置いて縦覧に供する。）

島根県告示第329号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和8年5月19日

島根県知事 丸 山 達 也

1 保安林予定森林の所在場所

浜田市旭町今市1146-17

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び浜田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

島根県告示第330号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和8年5月19日

島根県知事 丸 山 達 也

1 保安林予定森林の所在場所

雲南市三刀屋町殿河内1161-1、1163-1

2 指定の目的

土砂の崩壊の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び雲南市役所に備え置いて縦覧に供する。）

島根県告示第331号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和8年5月19日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 保安林予定森林の所在場所
雲南市三刀屋町古城967-2、1635-47、1635-48、1635-68、1635-82、1635-122、1635-130、1635-132、1635-163
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
三刀屋町古城967-2・1635-48・1635-82・1635-122・1635-130（以上5筆について次の図に示す部分に限る。）
イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を島根県庁及び雲南市役所に備え置いて縦覧に供する。）

島根県告示第332号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和8年5月19日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 保安林予定森林の所在場所
雲南市三刀屋町乙加宮2361、2364-2、3409
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
三刀屋町乙加宮2361・3409（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を島根県庁及び雲南市役所に備え置いて縦覧に供する。）

島根県告示第333号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和8年5月19日

島根県知事 丸 山 達 也

1 保安林予定森林の所在場所

雲南市大東町新庄922-4、924-1、924-6

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び雲南市役所に備え置いて縦覧に供する。）

公 告

島根県自動車管理業務の事業予定者を決定するため、次により提案競技を実施する。

令和8年5月19日

島根県知事 丸 山 達 也

1 提案競技に付する事項

(1) 名称

島根県自動車管理業務

(2) 仕様

別に定める「島根県自動車管理業務に係る提案競技仕様書」（以下「仕様書」という。）による。

(3) 期間

ア 契約期間

契約日から令和11年9月30日まで

イ 管理業務期間

令和8年10月1日から令和11年9月30日まで

(4) 提案価格の上限額

418,030,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

各年度における上限額は以下のとおり。ただし、令和9年度以降の各年度上限額は目安であり上限合計額の範囲内で自由に設定できるものとする。

令和8年度 67,795,000円

令和9年度 138,829,000円

令和10年度 139,868,000円

令和11年度 71,538,000円

2 提案競技参加資格に関する事項

提案競技に参加する者は、単独企業・法人にあっては(1)に掲げる要件の全てを、共同企業体にあっては(2)に掲げる要件の全てを満たし、島根県知事の参加資格の確認を受けた者であること。

(1) 単独企業・法人の資格要件

- ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号の規定に該当しない者であること。
- イ 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当するため知事が一定の期間を定めて一般競争入札に参加させないこととした者で当該期間を経過していないもの（その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者を含む。）に該当しない者であること。
- ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を経営に関与させている者でないこと。
- エ 島根県税（個人の県民税及び地方消費税を除く。）について未納の徴収金（納期限が到来していないものを除く。）がない者であること。
- オ 消費税及び地方消費税について未納の税額（納期限が到来していないものを除く。）がない者であること。
- カ 島根県が実施する入札について指名停止の措置を受け、提案競技参加資格確認審査に係る提出書類の提出期限日においてその措置の期間が満了していない者でないこと。
- キ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（これらの法律に基づき更生手続又は再生手続開始の申立てがなされている者であっても、手続開始の決定後、島根県が別に定める手続に基づき入札参加資格の受付がなされている者は除く。）でないこと。
- ク この提案競技に参加する共同企業体の構成員でないこと。
- ケ 令和5年4月1日から提案競技参加資格確認審査に係る提出書類の提出期限日までの間に、国又は地方公共団体と規模をほぼ同じくする同様の自動車管理業務を受注した実績を有する者であること。

(2) 共同企業体の資格要件

ア 共同企業体を構成する企業間で、次の内容を規定した協定が結ばれていること。

- (7) 目的
- (イ) 企業体の名称
- (ロ) 構成員の住所及び名称
- (ハ) 代表者の名称
- (ニ) 代表者の権限
- (ホ) 構成員の出資の割合
- (ヘ) 構成員の責任
- (フ) 取引金融機関
- (ク) 決算
- (コ) 利益金の配当の割合
- (ケ) 欠損金の負担の割合
- (セ) 業務履行中における構成員の脱退に対する措置
- (ソ) 業務履行中における構成員の破産又は解散に対する措置
- (ゼ) 解散後の瑕疵担保責任
- (ヅ) その他必要な事項

イ 共同企業体の代表者は、出資比率が最大の構成員であること。

ウ 構成員の全てが(1)のアからキまで該当すること。

エ 共同企業体の代表者は、(1)のケに該当すること。

オ 構成員は、この提案競技に参加する他の共同企業体の構成員でないこと。

3 提案競技説明に関する事項

(1) 提案競技説明書、提案書作成要領及び仕様書の配布期間、配布場所及び配布手続

ア 配布期間

令和8年5月19日（火）から同年6月2日（火）まで（閉庁日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までの間を除く。）

イ 配布場所

島根県松江市殿町8番地3 島根県市町村振興センター5階
島根県総務部総務事務センター物品調達第一係

ウ 配布手続

別途示す「守秘義務の遵守に関する誓約書」を提出し、配布場所に設置する提案競技説明書受領者受付簿に必要事項を記載した者に無償で1部を配布する。

(2) 提案競技説明会

開催しない。

4 提案競技に係る質問書

(1) 質問は、期限までに質問票により提出すること。

なお、質問は、FAX又は電子メールにより受け付ける。

(2) 送付先

FAX 0852-22-6171

電子メール buppinchotatsugroup@pref.shimane.lg.jp

(3) 質問提出期限

令和8年6月2日（火）午後5時までとする。

(4) 質問に対する回答は、令和8年6月8日（月）に、提案競技説明書受領者全員に対しFAX又は電子メールにより通知する。

5 提案競技参加資格確認審査に関する事項

(1) 提出書類の種類及び部数

提案競技に参加しようとする者は、次に掲げる全ての書類を提出すること。ただし、必要がある場合は、補足資料の提出を求めることがある。

ア 提案競技参加資格確認申請書 1部

イ 会社概要書又は経歴書 1部（共同企業体の場合は、構成員全てについて各1部）

ウ 法人の登記事項証明書又は身分証明書 1部（発行から3か月以内のもの。写しの提出で可とする。共同企業体の場合は、構成員全てについて各1部。）

エ 島根県税に係る納税証明書 1部（発行から3か月以内のもの。写しの提出で可とする。共同企業体の場合は、構成員全てについて各1部。）

オ 消費税及び地方消費税に係る納税証明書 1部（発行から3か月以内のもの。写しの提出で可とする。共同企業体の場合は、構成員全てについて各1部。）

カ 共同企業体協定書の写し 1部（共同企業体の場合に限る。）

キ 担当者届 1部

ク 受注実績届 1部（契約書又は契約の事実を確認できる書類の写しを添付すること。）

ケ 役員等名簿 1部

(2) 提出書類の形式

提案競技説明書による。

(3) 書類の提出方法、提出期限及び提出先

ア 提出方法

郵送又は持参による。

イ 提出期限

令和8年6月16日（火）午後5時まで（郵送の場合は書留とし、同日午後5時までに必着のこと。）

ウ 提出先

11に同じ。

(4) 提案競技参加資格確認審査結果の通知

提案競技参加資格確認申請者に対し、令和8年6月23日（火）付けで、郵送にて通知する。

6 提案書等の提出

提案競技参加資格確認審査において、提案競技参加資格が認められた者は、以下により提案書等を提出すること。

(1) 提案書等の種類及び部数

ア 提案書提出書 1部

イ 提案書 5部

ウ 見積書 1部

(2) 書類の提出方法、提出期限及び提出先

ア 郵送又は持参による。

イ 提出期限

令和8年6月30日（火）午後5時まで（郵送の場合は書留とし、同日午後5時までに必着のこと。）

ウ 提出先

11に同じ。

7 提案の選定方法

(1) 選定の体制

ア 島根県自動車管理業務提案競技審査委員会（以下「審査委員会」という。）において、厳正な審査を行い、契約予定者を選定する。

イ 審査経過については、公表しない。また、選定の結果に対する異議申立ては受け付けない。

(2) 選定の手順

ア 第1次審査

提案競技参加資格確認審査において参加資格を満たすと認められた提案者の提案について、提案書に関する書面審査を行い、仕様書の要件を満たさない提案については、失格とする。

イ 第2次審査

第1次審査で選定された提案者による提案書に関するプレゼンテーション及びヒアリングを実施して、提案内容を把握し、審査する。

ウ 契約予定者の決定

イの審査結果をもとに契約予定者を決定する。

(3) 選定方法

ア 提案内容が、仕様書の要求要件を全て満たしており、かつ、提案価格が上限額の範囲内である提案を評価の対象とする。

イ 提案内容については、あらかじめ設定した評価基準に基づき、各評価項目の得点を合算する方法により算出する。

(4) 第1次審査結果及び第2次審査日時の通知

郵送で通知することとし、令和8年7月8日（水）の発送を予定している。

(5) 第2次審査の実施

令和8年7月16日（木）を予定している。

(6) 第2次審査結果及び契約予定者の通知

第2次審査実施後、速やかに郵送で通知する。

(7) その他

その他、提案者の選定方法等に関する詳細については、提案競技説明書による。

8 提案の無効に関する事項

次のいずれかに該当するときは、その者の提案は無効とする。

(1) 参加する資格のない者が提案したとき。

(2) 所定の日時及び場所に書類を提出しないとき。

(3) 事実と反する申請又は提案に関する不正行為があったとき。

(4) 提案者が当該提案競技に対して2以上の提案をしたとき。

(5) 提案者が他人の提案の代理をしたとき。

(6) あらかじめ指示した事項に違反したとき又は提案者に求められる義務を履行しなかったとき。

9 契約

(1) 契約相手方

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条第1項の規定により、契約予定者と随意契約を行う。

なお、契約予定者が契約を辞退した場合には、審査委員会で次点とされた者と契約を行う。

(2) 契約金額

契約予定者から見積書を徴取し、予定価格の範囲内において決定する。

(3) 前金払

前金払は行わない。

(4) 契約保証金

島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号）第69条第1項の規定により契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、同規則第69条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(5) その他の契約事項

契約予定者と協議の上、定める。

10 その他の留意事項

(1) 提出期限後の問合せ又は書類の追加若しくは修正には原則として応じない。

(2) 提案競技及び契約の手続において使用する言語、通貨及び時間は、日本語、日本国通貨及び日本標準時とする。

(3) 提出書類の著作権は、提案者に帰属する。

(4) 提出書類は、他の提案者に対して非公開とする。

(5) 提出書類は、返却しない。

(6) 提出書類の作成及び提出に要する費用並びにプレゼンテーション及びヒアリングに要する費用は、提案者の負担とする。

(7) 天災地変その他やむを得ない事由が生じたときは、提案競技を取りやめ、又は延期することがある。

11 提案競技に関する問合せ先（書類提出先）

(1) 郵送の場合

郵便番号 690-8501

島根県松江市殿町1番地

島根県総務部総務事務センター物品調達第一係

電話 0852-22-5336

F A X 0852-22-6171

電子メール buppinchotatsugroup@pref.shimane.lg.jp

(2) 持参の場合

島根県松江市殿町8番地3 島根県市町村振興センター5階

島根県総務部総務事務センター物品調達第一係

電話 0852-22-5336

F A X 0852-22-6171

電子メール buppinchotatsugroup@pref.shimane.lg.jp

12 Summary

- (1) Nature and quantity of services to be required : Shimane Prefectural Government Vehicle Management Services
- (2) Deadline for submission of proposal documents : 5 : 00 p.m. 30 June 2026
- (3) For further details contact : Goods Procurement Division, General Affairs Administration Center, 1 Tonomachi, Matsue City, Shimane Prefecture, 690-8501, Japan
TEL : 0852-22-5336

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、公共測量の実施について島根県知事から次のとおり通知を受けたので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

令和8年5月19日

島根県知事 丸山達也

1 作業種類

公共測量（3級基準点測量）

2 作業期間

令和8年4月30日から同年7月6日まで

3 作業地域

鹿足郡吉賀町地内

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、次の公共測量は、令和8年3月23日に終了した旨益田市長から通知を受けたので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

令和8年5月19日

島根県知事 丸山達也

1 作業種類

公共測量（基準点測量）

2 作業期間

令和7年9月17日から令和8年3月23日まで

3 作業地域

益田市須子町地内

特 定 調 達 公 告

次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第12条及び物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則（平成7年島根県規則第83号）第9条の規定により公告する。

令和8年5月19日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 件名及び数量
島根県勤務時間記録システム開発・運用保守業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する本庁等の名称及び所在地
島根県総務部人事課 島根県松江市殿町1番地
- 3 随意契約の相手方を決定した日
令和8年4月21日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
株式会社テクノプロジェクト 代表取締役 山中 茂 島根県松江市学園南二丁目10番14号
- 5 随意契約に係る契約金額
55,149,600円（消費税及び地方消費税の額を含む。）
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約によることとした理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号の規定による。

次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第12条及び物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則（平成7年島根県規則第83号）第9条の規定により公告する。

令和8年5月19日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 件名及び数量
島根県原子力防災センター等放射線防護対策設備フィルター調達・交換 一式
- 2 契約に関する事務を担当する本庁等の名称及び所在地
島根県防災部原子力安全対策課 島根県松江市殿町1番地
- 3 落札者を決定した日
令和8年4月22日
- 4 落札者の氏名及び住所
株式会社日立プラントサービス 取締役社長 風間 祐介 東京都台東区東上野2-16-1 上野イーストタワー
- 5 落札金額
40,700,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札

7 特例公告を行った日

令和8年3月10日

公 安 委 員 会 規 則

聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年5月19日

島根県公安委員会委員長 錦 田 剛 志

島根県公安委員会規則第7号

聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則等の一部を改正する規則

(聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則の一部改正)

第1条 聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則(平成9年島根県公安委員会規則第5号)の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「第15条第3項後段」を「第15条第4項後段」に改める。

(島根県公安委員会の権限に属する事務の代行に関する規則の一部改正)

第2条 島根県公安委員会の権限に属する事務の代行に関する規則(平成14年島根県公安委員会規則第3号)の一部を次のように改正する。

別表行政手続法(平成5年法律第88号)の部及び島根県行政手続条例(平成7年島根県条例第24号)の部中「第15条第3項」を「第15条第3項及び第4項」に改め、同表道路交通法(昭和35年法律第105号)の部第51条の4第7項の項中「公安委員会掲示板への掲示」を「納付命令を受けるべき者の所在が判明しない場合における通知」に改める。

(放置違反金の納付命令及び徴収等の手続に関する細則の一部改正)

第3条 放置違反金の納付命令及び徴収等の手続に関する細則(平成18年島根県公安委員会規則第9号)の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「を」の次に「インターネットにより不特定多数の者が閲覧できる状態に置くとともに、」を加え、「掲示して」を「掲示する措置をとることによって」に改め、同条第3項中「掲示を始めた」を「措置を開始した」に改める。

第4条第3項中「掲示による」を削る。

第6条第2項中「を」の次に「インターネットにより不特定多数の者が閲覧できる状態に置くとともに、」を加え、「掲示して」を「掲示する措置をとることによって」に改め、同条第3項中「掲示を始めた」を「措置を開始した」に改める。

第9条第2項中「それぞれ」の次に「インターネットにより不特定多数の者が閲覧できる状態に置くとともに、」を加え、「掲示して」を「掲示する措置をとることによって」に改める。

様式第3号中「島根県公安委員会の掲示板(島根県松江市殿町8番地1 島根県警察本部庁舎前)」を「島根県公安委員会
インターネット
委員会の掲示板(島根県松江市殿町8番地1 島根県警察本部庁舎前)に改め、「掲示板に表示」の次に「するとと
ット上で公開(島根県公安委員会のウェブサイトから「公示」を確認)」
もに、公示事項をウェブサイトに掲載」を加える。

(島根県公安委員会等に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部改正)

第4条 島根県公安委員会等に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則(平成29年島根県公安委員会規則第12号)の一部を次のように改正する。

第1条中「国家公安委員会の所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則(平成15年国家公安委員会規則第6号。以下「情報通信技術活用規則」という。)第11条及び」を削る。

第2条第1項第2号中「、法律」を「及び法律」に改め、「、条例等」を削り、同項第6号中「法第3条第9号及び」を削り、同号を同項第7号とし、同項第5号中「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号。以下「法」という。）第3条第8号及び島根県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成16年島根県条例第36号。以下「条例」という。）」を「条例」に改め、同号を同項第6号とし、同項中第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 条例等 島根県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成16年島根県条例第36号。以下「条例」という。）第2条第1号に規定する条例等をいう。

第2条第2項中「法」を「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号。以下「法」という。）」に改める。

第3条中「法令及び」の次に「条例等並びに」を加える。

第4条第1項中「法第6条第1項又は」を削り、同条第5項中「第6条」を「次条」に改め、同条第6項及び第7項中「法令」を「条例等」に改める。

第5条を削り、第6条中「法第6条第4項及び」を削り、「第4条第4項ただし書」を「前条第4項ただし書」に改め、同条を第5条とし、第7条を第6条とし、第8条第1項中「法第7条第1項及び」を削り、同条を第7条とし、第9条を削り、第10条を第8条とし、第11条中「法第7条第4項及び」を削り、同条を第9条とし、第12条を第10条とし、第13条を第11条とする。

附 則

この規則は、令和8年5月21日から施行する。